

## 基準寝具補給及び洗濯等業務委託仕様書

岩手県立山田病院（以下「病院」という。）の基準寝具・病衣補給及び、院内洗濯業務（以下「業務」という。）は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

### 1 基本的事項

業務を行うにあたっては、昭和 59 年 4 月 6 日付総第 15 号厚生省医務局総務課長通知（以下「厚生省通知」という。）によるほか、クリーニング業法等関係法令並びに契約に定めている条項に基づき、常に清潔に留意し、適正に処理するとともに、病院業務の運営に支障をきたさないよう、業務を遂行するものとする。

また、クリーニング業法の規定により、クリーニング師を 1 名以上常勤させ、直ちに県知事にクリーニング所の開設の届出を行なうこととする。

### 2 従事場所及び期間

- (1) 岩手県立山田病院（下閉伊郡山田町飯岡第 1 地割 21 番地 1）  
洗濯委託作業室、寝具倉庫（A）、寝具倉庫（B）を主とする。
- (2) 契約期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 3 作業日及び作業時間

- (1) 基準寝具・病衣補給業務
  - ①月曜日から金曜日のうち祝日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで
  - ②年末年始期間のうち病院が指定する 1 日
- (2) 院内洗濯業務
  - ①月曜日から金曜日のうち祝日を除く 8 時 15 分から 17 時 15 分まで
  - ②年末年期間のうち病院が指定する 1 日

### 4 業務内容

「基準寝具・病衣補給業務明細書（別記 1）」及び、「院内洗濯業務明細書（別記 2）」のとおりとする。

### 5 業務従事者について

- (1) 従事者は、作業中一定の被服及び靴を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、本仕様書に定める作業内容を十分行い得る者とし、業務について十分な経験を有するものを配置すること。
- (3) 受託者は、従事者に対する教育研修等を随時実施すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は機敏に行動し、他人に不快感を与える事のないようにすること。
- (5) 受託者は、基準寝具補給及び洗濯等業務従事者名簿（様式 1）を病院長あて提出すること。なお、提出後異動があった場合も同様とすること。
- (6) 受託者は、従事者の健康診断を年 2 回以上実施し、その結果を病院長あて書面により報告すること。
- (7) 作業に従事させる者は、満 18 歳以上の者とする。

## 6 業務従事者の適正について

委託者は、業務に従事させることが不相当と認められる者があった場合には、受託者にその理由を明示して交替を求める場合がある。

## 7 作業要領の徹底

受託者は、作業に従事する者に対し、この仕様書の内容を周知させるとともに、作業要領等、業務に必要な知識の教育及び訓練を行うこと。

## 8 責任者の選任

受託者は、病院との連絡調整等に当たらせるため、従事者のうちから作業責任者1名を選任し、病院長に報告すること。

## 9 作業実施に当たっての一般注意事項

この作業実施に当たっては、衛生及び火気取締に留意するとともに、病院業務に支障のないよう、次の事項について十分注意すること。

- (1) 受託者は、毎日の作業が完了した都度、基準寝具補給及び洗濯等業務完了報告書（様式2）を提出すること。
- (2) 作業中の衛生には十分注意すること。
- (3) 患者に対する言動は、十分に留意すること。
- (4) 院内で知り得た職員並びに患者の秘密は他人に漏らさないこと。
- (5) 受託者は、病院の許可を得て業務履行のために必要な各種設備を使用することができるが、電気、ガス、水道の使用にあたっては、必要最小限度と節減に努めること。
- (6) 火災等の非常事態が発生した場合は、岩手県立山田病院防災管理要綱に基づき、それぞれの任務にあたること。
- (7) 業務は、病院の診療業務に支障のないよう実施すること。
- (8) 労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。また、作業場所、従事者自身の清潔衛生保持に努めること。
- (9) 従事者は病院が開催する医療法上定められた研修会に参加すること。
- (10) その他業務の細部については、病衣補給及び洗濯等業務詳細書によるほか、病院長の指示を受け実施するものとする。

## 基準寝具・病衣補給業務明細書

### 1 日常の作業業務

- (1) 入退院交換物運搬作業（随時）
- (2) 消毒済寝具、病衣等整理作業
- (3) 退院寝具、病衣等整理作業
- (4) カバー類入れ替え作業
- (5) 寝具、病衣入庫作業（洗濯物）
- (6) 病棟寝具、病衣等交換作業
- (7) 入院寝具、病衣等セット作り作業
- (8) 交換用寝具、病衣等準備作業
- (9) 入院用寝具、病衣等準備作業
- (10) 入退院寝具、病衣等運搬作業
- (11) 寝具、病衣等消毒作業
- (12) 寝具、病衣等洗濯物出庫準備作業
- (13) 宿直用寝具整理、取替作業
- (14) 寝具、病衣等伝票整理作業
- (15) 関係書類等作成作業（寝具伝票、洗濯、消毒、補修伝票、業務報告書等）
- (16) 包布の交換

※なお、取扱寝具及び病衣の種類、品質、規格等は別表 1 から 3 によるものとする。

### ※一日の業務スケジュール（例）

午前 寝具交換（定期シーツ交換）

木曜日 病棟

寝具・病衣の補充・回収

包布（寝具等カバー）の交換

午後 金曜日 外来・処置室、検査室の寝具・病衣の補充・回収

翌日業務準備作業

寝具室清掃

寝具、病衣等消毒作業

※病院長の指示または、業務の進捗状況により適宜変更する場合がある。

### 2 業務の詳細

#### (1) 納品・回収

- ① 寝具病衣の運搬に際しては、エレベーターを使用すること。
- ② 衛生上の観点から、寝具・病衣の納品作業と回収作業は別々に行うこと。
- ③ 寝具・病衣の補充は所定の保管庫へ納品すること。
- ④ 納品・回収は各部署の業務に支障をきたすことのないよう随時十分な量を行うこと。  
ただし、収納スペースを上回る量を納品しないこと。
- ⑤ 回収した寝具・病衣の運搬にあたっては、清潔区域に入ることの無いよう注意すること。また、それ以外の場所であっても汚染することの無いよう努めること。
- ⑥ 使用済寝具・病衣は感染性とそれ以外を別々に所定の袋に詰め、指定されたそれぞれの保管場所へ搬入すること。また一杯になった袋は口を縛り、寝具・病衣の貸借業者が回収しやすいよう所定の場所に整理して保管すること。

(2) 定期寝具交換

通常の補充分とは別に別表4のとおり寝具を各病棟所定の場所へ専用の台車で納品し、シーツ交換終了後に回収すること。

なお、納品作業は始業から行うこと。

(3) 消毒

- ① 寝具・病衣の消毒設備は無いため、汚れのひどいもの・感染性の物（またはその疑いのあるもの）については、賃借業者へ消毒依頼すること。
- ② 賃借業者へ消毒依頼し戻ってきた物は、各部署に検収を受けたうえで引き渡すこと。
- ③ 消毒の終了した枕・毛布等寝具はカバーを掛け、種類ごとに整理して寝具庫の所定の棚に収めること。

(4) その他

- ① 寝具・病衣の在庫切れとならないよう必要な量を把握し、定期的に十分な量を寝具・病衣の賃借業者へ納品を依頼すること。万が一にも在庫切れとなることの無いよう数量の増減に注意すること。
- ② 寝具・病衣の賃借業者との納品依頼、納品確認、数量調整等の日常的対応については受託者が行い、寝具伝票綴等により病院長へ報告するものとする。

## 院内洗濯業務明細書

### 1 洗濯物の取扱い

- (1) 病院の洗濯依頼担当者（以下「病院担当者」という。）は、洗濯物が発生したときは、定められた容器に保管する。なお、新型コロナウイルスに係る洗濯物は別紙（令和2年4月30日医業第58号新型コロナウイルス感染症に係る感染する危険のある寝具類の取扱いについて）のとおりとする。
- (2) 病院担当者は、洗濯物を定められた容器に収集し従事者に依頼するものとする。
- (3) 従事者は、各部署より搬送された洗濯物の洗濯をするものとする。
- (4) 当該洗濯物に関する洗剤等については、病院から支給するものを使用すること。

### 2 洗濯

- (1) 洗濯は、厚生省通知に定める基準に従い実施するものとする。
- (2) 洗濯物は病院からでるものについては、材質等を確認して、別途病院が指示する高温コースで洗濯をすること。
- (3) 洗濯物のうち、患者から依頼のあるものについては、患者毎に洗濯をすること。  
また、その際は別途病院が指示する低温コースで洗濯をすること。

### 3 返納

- (1) 従事者は、洗濯完了後は、洗濯物を各部署毎に揃え、保管するものとする。
- (2) 病院担当者は、洗濯完了したものについて確認検収を行い、引渡しを受けるものとする。
- (3) 確認検収の結果、不良のものについては、再度洗濯を実施するものとする。

### 4 事故報告

従事者は、依頼された洗濯物を滅失、又は損傷した場合は、遅滞なく病院長に報告するものとする。



事務局長		担当者

令和 年 月 日

岩手県立山田病院長 様

受託者 住 所

氏 名

## 基準寝具・病衣補給及び院内洗濯業務完了報告書

業務実施日	令和 年 月 日( 曜日)	業務従事者	
業 務 報 告		特 記 事 項	
<b>【基準寝具・病衣補給業務】</b> <input type="radio"/> 定期交換 <u>基準寝具</u> <u>病衣</u> <input type="radio"/> 臨時補充 <u>基準寝具・病衣</u> <input type="radio"/> その他			
<b>【院内洗濯業務】</b> <input type="radio"/> 洗濯機 <u>運転回数</u> 回 <input type="radio"/> 乾燥機 <u>運転回数</u> 回 <input type="radio"/> その他			

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県立山田病院長 様

(受託者)

住所

氏名

下記のとおり受託業務を完了したので報告します。

記

業務名	基準寝具・病衣補給及び院内洗濯業務					
契約期間	全体期間	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
委託契約期間	今回完了期間	自	令和	年	月	日
		至	令和	年	月	日
委託契約期間	総額					円
	今回支払額					円
受託業務完了年月日		令和 年 月 日				

別表 1

設 備 す る 基 準 寝 具 の 種 類 ・ 数 量 表

種類	数量	備考
ベ ッ ト パ ッ ト	60	
掛 布 団	120	
枕	60	
包 布	120	
シ ー ツ	180	
枕 カ バ ー	120	

※ただし、設備数量については、患者数の変動等の理由により増減する場合もあること。

別表2

基準寝具の品質・規格表（本品質、規格表と同等以上の製品とする。）

項目	ベッドパッド	肌掛布団	枕	包布	シーツ	枕カバー
寸法 (cm)	約90×200	約140×200	30×50以上	約150×200	160×270以上	40×60以上
生地	綿35% ポリエステル65%	綿35% ポリエステル65%	綿20% ポリエステル80%	綿70% ポリエステル30%	綿70% ポリエステル30%	綿70% ポリエステル30%
色	白	ベージュ	ベージュ	白 昼夜織	白	白
形状	R型	中綿重量		紐なし		円筒型片面開
中身	中わた	中綿重量 500g	パイプ 400g ウオッシュロン 350g			

別表3

病衣の数量、品質、規格表

区 分	病 衣	備 考
寸 法	大人用・子供用	大人用 3L、LL、L、M、S、妊婦用 子供用 10号、6号、3号 ※病院の必要とするサイズを揃えること。
生 地	綿100%	(1)平織り (2)肌が透けないもの
縫 製		(1)縫糸:ポリエステルパン糸 60/3 (2)運針数:12~13針/3cm (3)目飛び縫い外山がなく、縫い始め縫い終わりは返し縫いをする。
形 状	1号型 ガウンスタイル 3号型 甚平スタイル	夏冬兼用長袖 男女兼用 ※ティッシュペーパーサイズのポケットを付けること。
数 量	病院の必要とする数量	
その他	更衣の回数	夏期は週3回、冬期は週2回 ただし汚染の場合はその都度とする。

別表 4

## 納品場所等一覧

	シーツ 交換日	定期シーツ交換用納入数量	寝具類回収場所
病棟	木曜日	シーツ 50 包布 50 枕カバー50	汚物処理室
手術室	木曜日	パッド2 枕カバー2 包布2	看護補助者渡し
中央処置室	金曜日	シーツ3 枕カバー3	中央処置室
救急処置室	金曜日	シーツ3 枕カバー3	救急処置室
外来	金曜日	小児科：シーツ1 枕カバー1 内科：シーツ2 枕カバー2 外科：シーツ1 枕カバー1 整形外科：シーツ2 枕カバー2	小児科、内科 外科、整形外科
心電図室	金曜日	シーツ2 枕カバー2 バスタオル2	検査室

※病院長の指示により適宜変更する場合がある。

周知対象：感染対策担当者、

貸借担当者等

周知期限：令和2年5月1日

医 業 第 5 8 号

令和2年4月30日

各病院長

各地域診療センター長

様

業務支援課総括課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染する危険のある寝具類の取扱いについて(通知)

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課より医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて別添のとおり通知がありましたので、関係職員に周知願います。

【担当】

業務支援課 平藤

電話 019-629-6337

事務連絡  
令和2年4月24日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

医療機関が、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）により、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこととしています。

今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、管下医療機関に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

### 記

- 1 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこと。  
具体的な消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」の別添2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」を参照すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者が多数入院し、消毒作業に過大な負担が掛かり、医療提供に支障を生じる場合や、医療機関の職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、消毒作業を行う人員の確保が困難である場合等においては、「病院、診療所等の業務委託について」のやむを得ない場合に該当するものとして、医療機関内の施設において消毒を行

令和2年4月23日  
一般社団法人日本病院寝具協会

## 新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について (お客様へのお願い)

### 【1】病院内での消毒(以下「一次消毒」という。)のお願い

以下のいずれかの方法により病院内での消毒をお願いします。

・平成5年2月15日指第14号 厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について(抄)」の別添2及び一般社団法人日本病院寝具協会発行「寝具類の消毒に関するガイドライン(第7版)」のそれぞれの一部を準用して行う消毒方法による。

A:熱水消毒(80°C・10分)

B:0.05%(500ppm)～0.1%(1,000ppm)の次亜塩素酸Na溶液に30分間浸漬後、洗濯。  
(浸漬後の洗濯は次亜臭がなくなる程度に洗い流していただければ結構です。)

\* <上記Bの溶液濃度の参考例>

例えば、市販の6%の塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチ等)を利用する場合、20の水に対して20cc(ペットボトルキャップ4杯程度)で、0.06%(600ppm)になります。(なお、この溶液に30分間浸漬後、洗濯も可)

(注1) 病院内で上記のA又はBの一次消毒を実施するために病室から運び出す場合の注意として、ビニール袋で二重に密閉して外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

(注2) 病院内で消毒済みの寝具類については、上記の(注1)とは別のビニール袋に入れ、袋内の空気をなるべく抜き二重に密閉、外側を0.05%(500ppm)次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して、「消毒済み」「病院名」「新型コロナウイルス」と明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

### 【2】上記【1】の代替案

本来は、上記のA又はBの処理が病院内で行われることが大原則ですが、設備的な理由や人員確保の面などで困難な場合は、以下の方法も参考にしてください。

C:寝具類を水溶性バッグ(PVAフィルム等)に入れ、しっかりと口を締め、更にそれをビニール袋に入れて、二重に密閉した状態で外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

D:寝具類に含有率70%以上のエタノールを、近距離でまんべんなく吹き付けした上で、ビニール袋で二重に密閉し、外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知)

第三 業務委託に関する事項

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であつて、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

○病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

- (2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであつても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)

(別添1)病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第二 管理

3 寝具類の管理及び処理

- (2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。

- ① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。

① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六 g 以上及び水四〇g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で五〇℃以上で四時間以上作用させるか、又は 1kg/cm<sup>2</sup> まで加圧し五〇℃以上で一時間三〇分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、GT 値六〇〇〇ppm・min 以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」(平成十九年三月三十日付医政経発第〇三三〇〇〇二号厚生労働省医政局経済課長通知)を遵守すること。

(注) 1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。